



ご利用ください！！

生け垣設置費補助制度

問い合わせ
青梅市役所 公園緑地課
TEL 22-1111(内線2681・2682)

生け垣設置費補助制度

青梅市では、緑豊かな潤いのある安心安全なまちづくりを推進するため、「青梅市生け垣設置費補助金交付要綱」にもとづき、生け垣設置に要する費用の一部を補助しています。

近年、地震発生時のブロック塀等の倒壊による被害が発生しており防災面でもブロック塀等を生け垣にすることは有効です。

補助の対象となる要件

- 1 新たに設置する生け垣であること
 - 2 建築物のある敷地に設置すること
 - 3 原則として幅 **4** m以上の道路に面した場所に設置すること。道路の幅が4 mに満たない場合は、道路の中心から2 m以上の間隔をとって設置すること。ただし、道路の中心から生け垣までの間に段差や工作物がある場合は対象外となる。
 - 4 生け垣は長さが **3** m以上、高さがおおむね **1** m以上であること
 - 5 設置後 **5** 年以上保存すること
- ※営利を目的として設置する場合や、他の基準等の規定により塀等の移設補償がなされている場合は対象となりません。

補 助 金

市の予算の範囲内で下記のとおりです。長さは25mを限度とします。

- 1 生け垣設置
1 m当たり **4,000円**
- 2 ブロック塀等の撤去（生け垣設置にともなうもの）
1 m当たり **2,500円**
（設置する生け垣の長さの範囲内）

※ブロック塀等を撤去し、生け垣を設置する場合は、1と2の合算額となります。

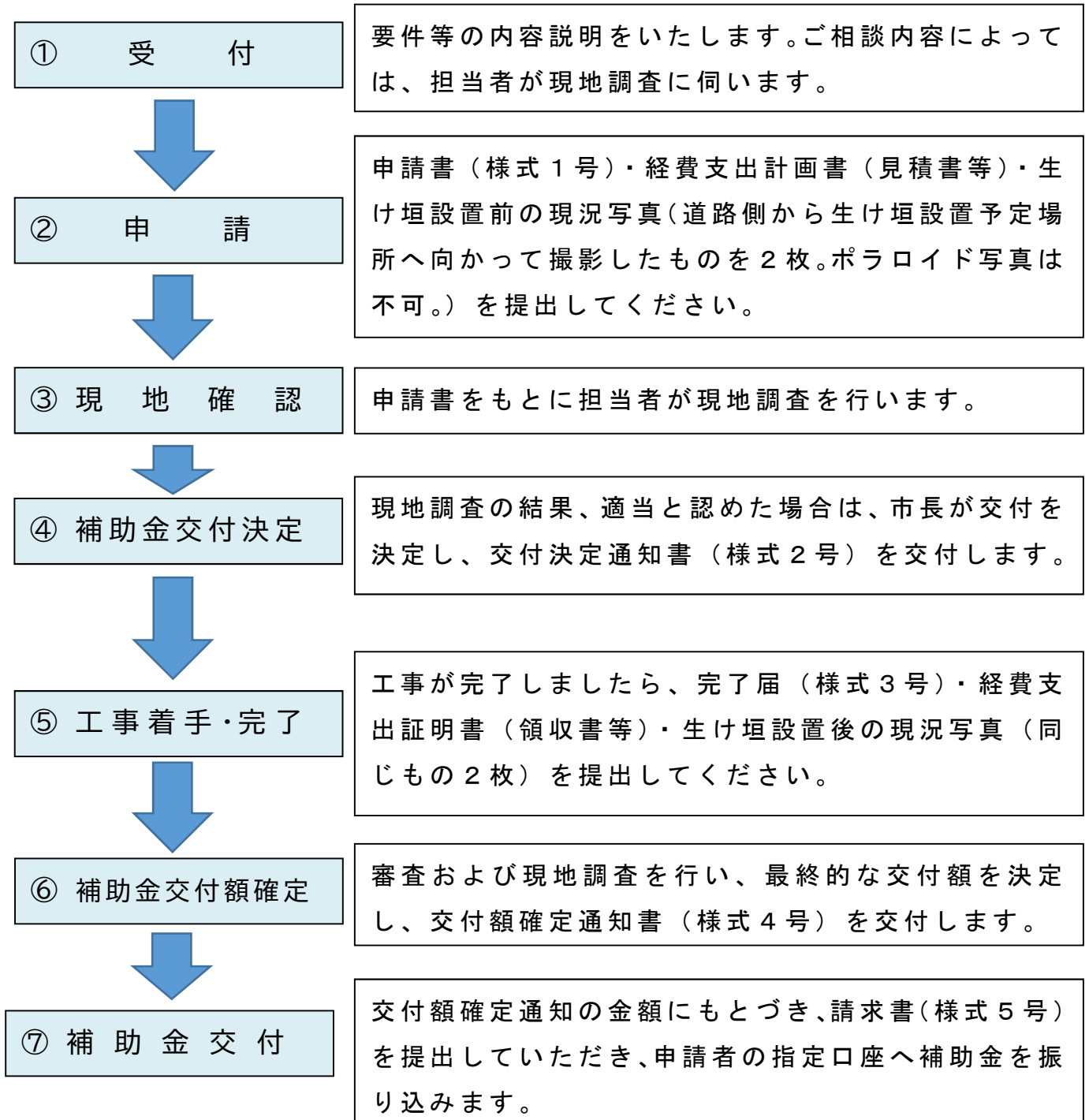
※1および2の経費が上記の金額に満たない場合は、その経費を補助します。

★ ブロック塀等の撤去費用の補助金については、市の他の要綱による補助金と併用することはできません。

手 続 き

生け垣を設置する前に補助金の交付申請が必要です。

設置を検討している方は事前に公園緑地課窓口もしくは電話でご相談ください。

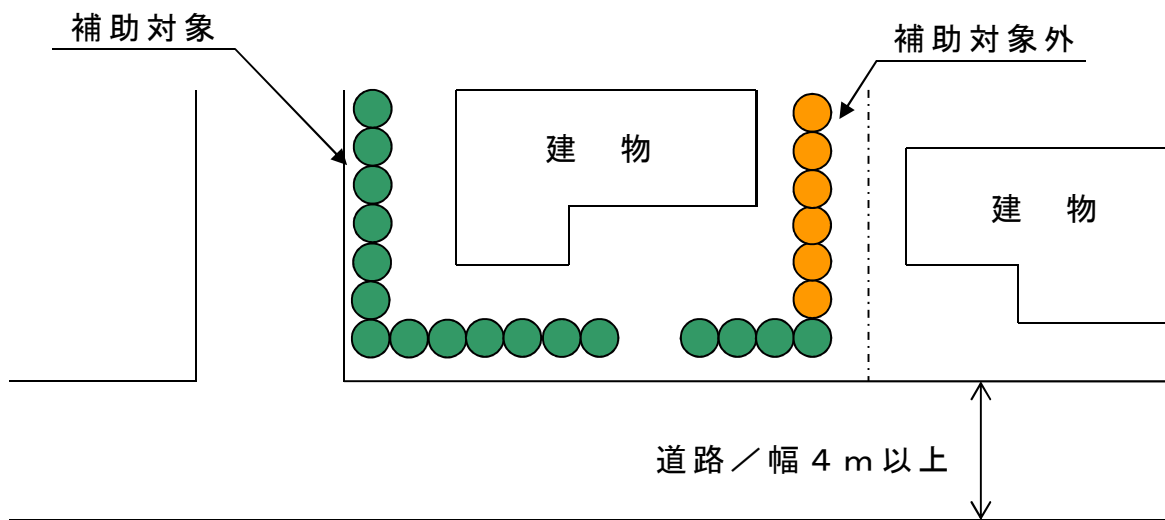


※ 経費支出計画書（見積書等）および経費支出証明書（領収書等）は、内訳の分かるものを提出してください。

設置例

枝の伸びを考慮し、道路との境界から30cm以上内側に設置することをおすすめします。樹木は1m当たり3本以上、枝葉がふれあう程度に並べて、植えてください。また、フェンス等を生け垣と併設する場合は、生け垣を道路側に設置してください。

- 補助対象 / 幅4m以上の道路に面した建築物のある敷地内
- 補助対象外 / 道路に面していないため



● 道路の幅員が4メートル未満の場合

道路の中心から2メートル以上の間隔をとって設置すれば補助対象となります。ただし、その間に段差や工作物がある場合は対象外です。

